

○経済産業省告示第四十号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十六条の規定を実施するため、平成十八年経済産業省告示第二百五十八号（エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成 20 年 3 月 12 日

経済産業大臣 甘利 明

3-3(2)の表を次のように改める。

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	164 パーセント以上
★★★★	143 パーセント以上 164 パーセント未満
★★★	121 パーセント以上 143 パーセント未満
★★	100 パーセント以上 121 パーセント未満
★	100 パーセント未満

13-3 中「平成 14 年経済産業省告示第 436 号」を「平成 19 年経済産業省告示第 288 号」に改める。

13-4 中「目安電気料金は」の下に「、電気便座の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の 3(1)に規定する方法によりエネルギー消費効率を算出する場合にあっては」を、「であり」の下に「、電気便座の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の 3(2)に規定する方法によりエネルギー消費効率を算出する場合にあっては 4 人家族で 1 日当たり 16 回使用した場合を基準に算出した年間消費電力量 (kWh/年) に 22 (円/kWh) を乗じたものであり」を加える。

16-3 中「平成 18 年経済産業省告示第 64 号」を「平成 19 年経済産業省告示第 290 号」に改める。